

基本計画書

基本計画										
事項		記入欄						備考		
計画の区分		大学の収容定員に係る学則変更								
フリガナ 設置者		カゴウホリジン ケイリカクエン 学校法人 滝川学園								
フリガナ 大学の名称		ナゴヤブンリダイガクタンキダイクワ 名古屋文理大学短期大学部 (College of Nagoya Bunri University)								
大学本部の位置		愛知県名古屋市西区笹塚町二丁目1番地								
大学の目的		本学は、教育基本法ならびに学校教育法に基づき、かつ自由と責任を重んずる立学の精神に則って、科学文化教育とくに栄養・食に関する諸科学と文化教養の教育をおこない、もって学識深く心身健全にして社会有為な人材の育成を目的とし、科学文化の振興と社会福祉の増進に寄与し、延いては国家の発展と世界平和の実現に貢献することを使命とする。								
新設学部等の目的		収容定員の厳格化に基づき、入学者の動向を踏まえ、収容定員を減ずることとする。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又は 称号	開設時期及び 開設年次	所在地		
	食物栄養学科 【Department of Food Nutritional Science】	年	人	年次 人	人		年 月 第 年次			
	栄養士専攻 【Dietitian Course】	2	120 (150)	—	240 (300)	短期大学士 (食物栄養学)	令和6年4月 第1年次	愛知県名古屋市西区笹塚町二丁目1番地		
	製菓専攻 【Confectionery Course】	2	30 (40)	—	60 (80)	短期大学士 (食物栄養学)	令和6年4月 第1年次	同上		
	計		150 (190)	—	300 (380)					
同一設置者内における変更 状況 (定員の移行、名称の変更等)		名古屋文理大学 情報メディア学部 情報メディア学科 [定員増] (20) (令和5年6月認可申請予定) [3年次編入学定員増] (2) (令和5年6月認可申請予定)								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数				
		講義	演習	実験・実習	計					
		科目	科目	科目	科目	単位				

教 員 組 織 の 概 要	学 部 等 の 名 称		専任教員等						兼 教 員 等
			教授	准教授	講師	助教	計	助手	
	新 設 分	食物栄養学科 栄養士専攻	人	人	人	人	人	人	人
			4 (4)	6 (6)	0 (0)	4 (4)	14 (14)	3 (3)	22 (22)
製菓専攻			2 (2)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	4 (4)	2 (2)	18 (18)
既 設 分	計	6 (6)	6 (6)	0 (0)	6 (6)	18 (18)	5 (5)	— (—)	
		該当なし	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
			— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	計	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
合 計		6 (6)	6 (6)	0 (0)	6 (6)	18 (18)	5 (5)	— (—)	
教員以外の職員の概要	職 種		専 任		兼 任		計		
	事 務 職 員		7 (7)		3 (3)		10 (10)		
	技 術 職 員		0 (0)		0 (0)		0 (0)		
	図 書 館 専 門 職 員		2 (2)		0 (0)		2 (2)		
	そ の 他 の 職 員		0 (0)		0 (0)		0 (0)		
	計		9 (9)		3 (3)		12 (12)		
校 地 等	区 分	専 用	共 用		共用する他の 学校等の専用		計		
	校 舎 敷 地	6,402.54㎡	0㎡		33,277.68㎡		39,680.22㎡		
	運 動 場 用 地	0㎡	13,532.00㎡		0㎡		13,532.00㎡		
	小 計	6,402.54㎡	13,532.00㎡		33,277.68㎡		53,212.22㎡		
	そ の 他	1,242.78㎡	0㎡		1,925.00㎡		3,167.78㎡		
	合 計	7,645.32㎡	13,532.00㎡		35,202.68㎡		56,380.00㎡		
校 舎		専 用	共 用		共用する他の 学校等の専用		計		
		10,809.86㎡ (10,809.86㎡)	0㎡ (0㎡)		16,559.67㎡ (16,559.67㎡)		27,369.53㎡ (27,369.53㎡)		
教室等	講義室	演習室	実験実習室		情報処理学習施設		語学学習施設		
	室	室	室		室 (補助職員 人)		室 (補助職員 人)		
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称				室 数			
						室			
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点		
		〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)	()	()	()		
	計	〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)	()	()	()		
図 書 館		面積		閲覧座席数		収 納 可 能 冊 数			
		㎡							
体 育 館		面積		体育館以外のスポーツ施設の概要					
		㎡							

経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区 分		開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	経費の見積りは大学全体図書費には電子ジャーナル・データベースの整備費（運用コスト）を含む
		教員1人当たり研究費等			130千円	130千円	－千円	－千円	－千円	－千円	
		共同研究費等			1,000千円	1,000千円	－千円	－千円	－千円	－千円	
		図書購入費		1,600千円	1,600千円	1,600千円	－千円	－千円	－千円	－千円	
		設備購入費		4,000千円	4,000千円	4,000千円	－千円	－千円	－千円	－千円	
	学生1人当たり納付金			第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	①栄養士専攻 ②製菓専攻	
			①	1,330千円	1,120千円	－千円	－千円	－千円	－千円		
②			1,310千円	1,100千円	－千円	－千円	－千円	－千円			
学生納付金以外の維持方法の概要					私立大学経常費補助金、資産運用収入、寄付金収入等						

既設大学等の状況	大 学 の 名 称		名古屋文理大学短期大学部									
	学 部 等 の 名 称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員充足率	開設年度	所 在 地		
	食物栄養学科 栄養士専攻 製菓専攻		年	人	年次人	人		倍		愛知県名古屋市西区笹塚町二丁目1番地		
			2	150	－	300	短期大学士（食物栄養学）	0.46 0.44	平成17年度			
		2	40	－	80	短期大学士（食物栄養学）	0.53	平成21年度				

既設大学等の状況	大 学 の 名 称		名古屋文理大学									
	学 部 等 の 名 称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員充足率	開設年度	所 在 地		
	健康生活学部 健康栄養学科		年	人	年次人	人		倍		愛知県稲沢市稲沢町前田365番地		
			4	80	3年次2	324	学士（栄養学）	0.87 0.91	平成15年度			
	フードビジネス学科		4	70	－	280	学士（フードビジネス学）	0.81	平成17年度			
	情報メディア学部 情報メディア学科		4	100	－	400	学士（情報メディア学）	1.13 1.13	平成24年度			
令和6年4月より入学定員増（20） 令和6年4月より3年次編入学定員増（2） 令和5年6月認可申請予定												

附属施設の概要		該当なし									
---------	--	------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

（注）

- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科又は高等専門学校等の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」、「体育館」及び「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「－」又は「該当なし」と記入すること。

学校法人滝川学園 設置認可等に関わる組織の移行表

収容定員変更

令和5年度

入学 編入学 収容
定員 定員 定員

名古屋文理大学短期大学部			
食物栄養学科			
栄養士専攻	150	－	300
製菓専攻	40	－	80
計	190	－	380
名古屋文理大学			
健康生活学部	3年次		
健康栄養学科	80	2	324
フードビジネス学科	70	－	280
情報メディア学部			
情報メディア学科	100	－	400
	3年次		
計	250	2	1004

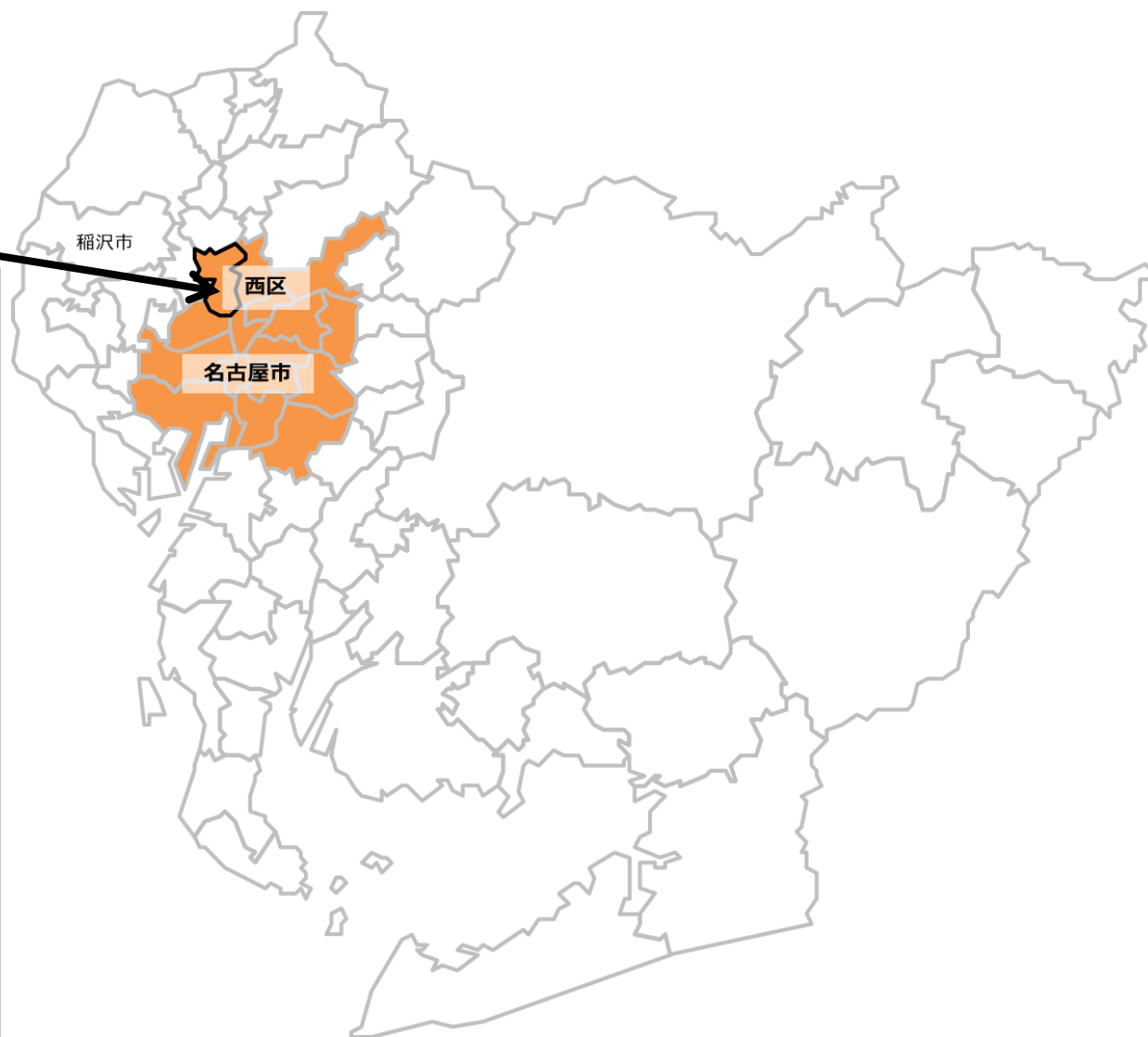
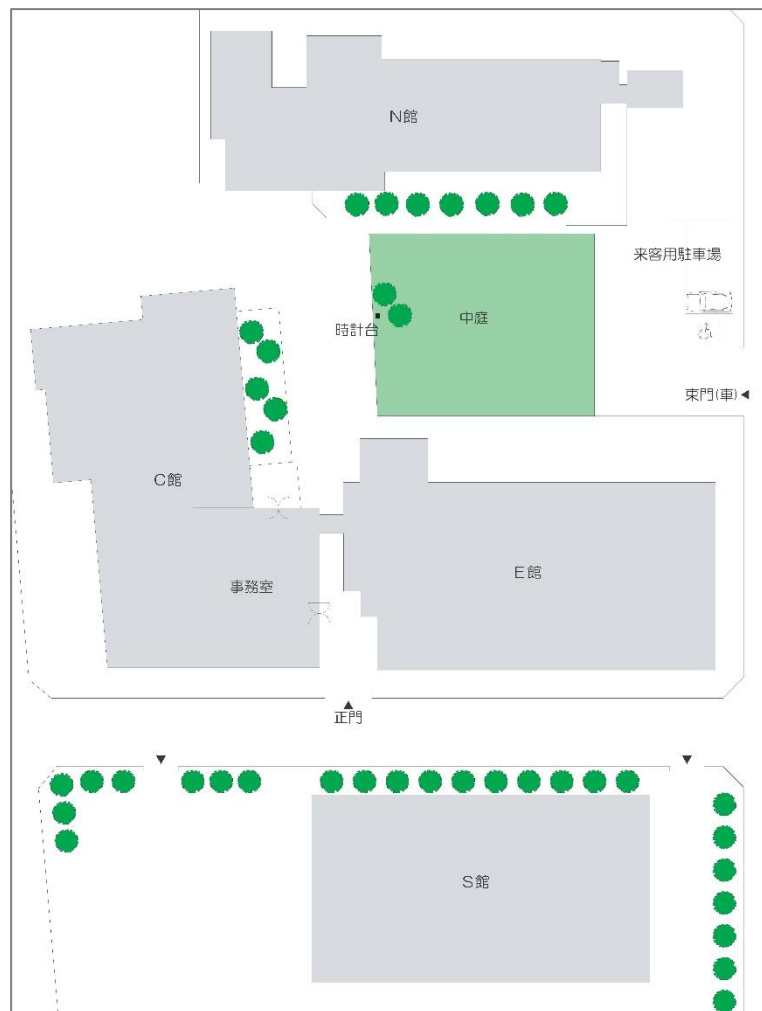
令和6年度

入学 編入学 収容
定員 定員 定員 変更の事由

名古屋文理大学短期大学部			
食物栄養学科			
栄養士専攻	<u>120</u>	－	<u>240</u> 定員変更(△30)
製菓専攻	<u>30</u>	－	<u>60</u> 定員変更(△10)
計	<u>150</u>	－	<u>300</u>
名古屋文理大学			
健康生活学部	3年次		
健康栄養学科	80	2	324
フードビジネス学科	70	－	280
情報メディア学部			
情報メディア学科	<u>120</u>	<u>2</u>	<u>484</u> 定員変更(20+3年次編入学2)
	3年次		
計	<u>270</u>	<u>4</u>	<u>1088</u>

名古屋文理大学短期大学部 所在地

愛知県名古屋市西区笹塚町
2丁目1番地



校地校舎図面-1

校地配置見取図



ホーム > 短期大学部案内 > 交通アクセス

ABOUT

短期大学部案内

◀ 一 (3つの方針) 並びにアセスメントポリシー [交通アクセス](#) 地下鉄「庄内通」からのルート案内 情報公開 ▶

交通アクセス

鉄道MAP



市バス「名古屋駅」から

お問い合わせ

資料請求

アクセス



※所要時間は最速です。乗り換え時間は含みません。

名古屋駅 バスターミナル「5番のりば」

- 名駅11系統:名西橋(左まわり)名古屋駅行き「堀越町」下車 徒歩1分
- 名駅26系統:平田住宅行き「堀越町」下車 徒歩1分

名古屋駅 バスターミナル「6番のりば」

- 名駅13系統:上飯田町行き「笠取町下車」徒歩5分

路線図・運行状況確認

路線図・運行状況確認 名古屋市交通局

市バス「栄」から

オアシス21「市バス1番のりば」

- 栄25系統:名塚中学行き「堀越町」下車 徒歩1分

鶴舞線「浄心駅」から（市バス乗り換え）

- 栄25系統：名塚中学行き「堀越町」下車 徒歩1分

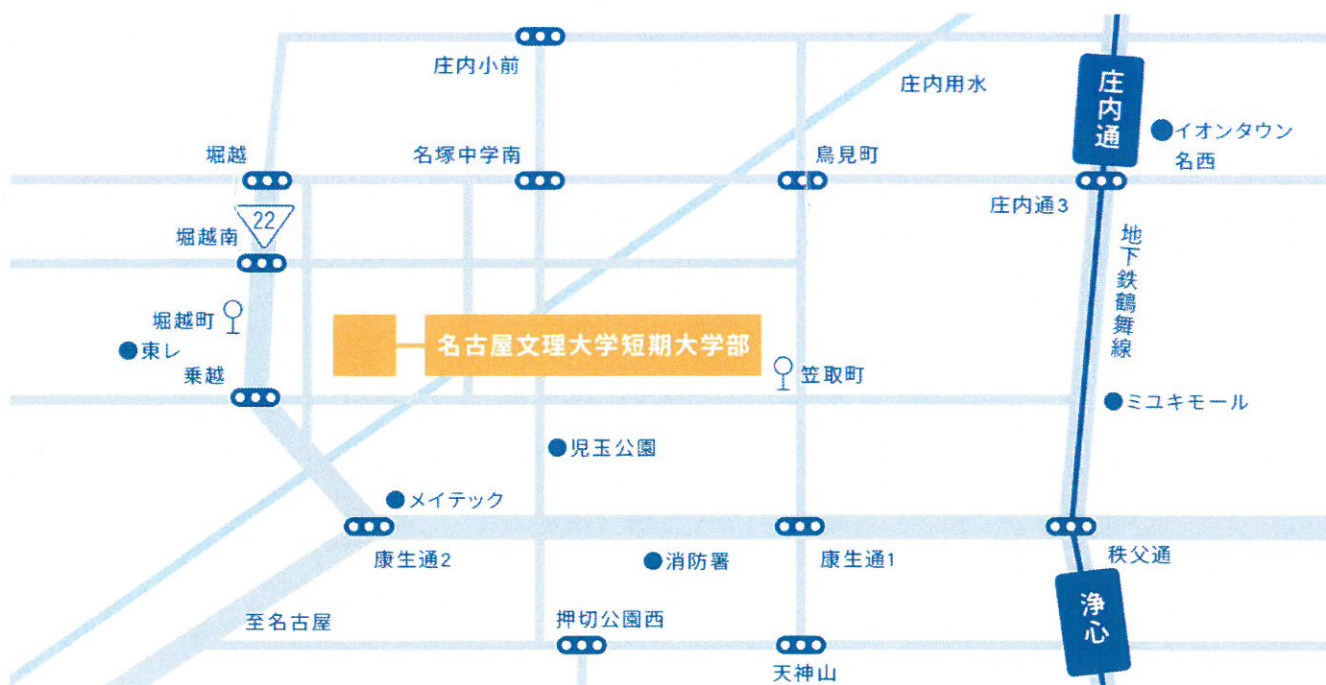
- 栄25系統：名西橋行き「堀越町」下車 徒歩1分

鶴舞線「庄内通駅」から

- 徒歩15分

庄内通駅からの写真入りルート案内

短期大学部 周辺MAP



[ホーム](#) > [短期大学部案内](#) > [地下鉄「庄内通」からのルート案内](#)

ABOUT

短期大学部案内

◀ [針\) 並びにアセスメントポリシー](#) [交通アクセス](#) [地下鉄「庄内通」からのルート案内](#) [情報公開](#) [キャンパス](#)

地下鉄「庄内通」からのルート案内

地下鉄鶴舞線「庄内通」駅からの道順をご案内します。

所要時間は徒歩でおよそ15分です。

途中には交通量の非常に多い交差点もありますので、交通安全に十分注意のうえ、お越しください。

※案内写真撮影：2017年8月

1. 庄内通駅2番出口を出て右へ進む

地下鉄鶴舞線「庄内通」駅までお越しください。

庄内通駅「2番出口」を出て、大通りに沿って「右」に進みます。



[お問い合わせ](#)

[資料請求](#)

[アクセス](#)

2. はじめの交差点を右へ曲がる

大道りに沿って進み、はじめの交差点で「右」に曲がります。

目印は「2階に美容院がある白いビル」です。

※1階がコンビニになりました(2019年3月)

はじめの交差点を通り過ぎてしまったら、次の「1階に居酒屋があるビル」がある交差点で「右」に曲がっても大丈夫です。



3. 庄内用水に沿って左へ進む

交差点を右に曲がってから200mほど進むと、「庄内用水」という用水路と交わります。ここで庄内用水に沿って「左」に曲がり、庄内用水沿いの道を進みます。



[お問い合わせ](#)

[資料請求](#)

[アクセス](#)



4. 高速道路下の大通りを横断する

庄内用水に沿って200mほど進むと、大通りによって庄内用水が寸断されます。

庄内用水は交差点の反対側、ガソリンスタンドの隣からさらに続いています。

大通りを横断して、さらに庄内用水沿いの道を進みます。



NAGOYA
BUNRI



5. 庄内用水に沿ってさらに進む

大通りを横断し、庄内用水に沿ってさらに800mほど進みます。

用水沿いの道は都会の中のオアシス。

春には桜並木になったり、緑が豊かです。

大学のある名古屋市西区は菓子産業が盛んで、通りの途中にも工場が何件かあります。

あなたの大好きなお菓子はここで作られている、かも...？



庄内用水に沿って長距離を歩きますので、途中で心細くなるかもしれませんね。
そんなときは、これらの風景を探しながら進んでみましょう。



[お問い合わせ](#)

[資料請求](#)

[アクセス](#)

6. 交差点を右へ曲がる

庄内用水をひたすら進むと、六叉路という非常に複雑な交差点にたどり着きます。

この交差点を「右」に曲がります。

目印は「ササヤ株式会社物流センター」。

物流センターと住宅の間の道へ進んでください。

複雑な交差点のため、交通事故には十分注意してください。



7. ゴール！文理へようこそ！

最後の交差点を曲がって100mほどで文理に到着です。

ご用の方は、矢印で示した門を入ってすぐに左手側「C館1階 事務室」までお越しください。



お問い合わせ

資料請求

アクセス

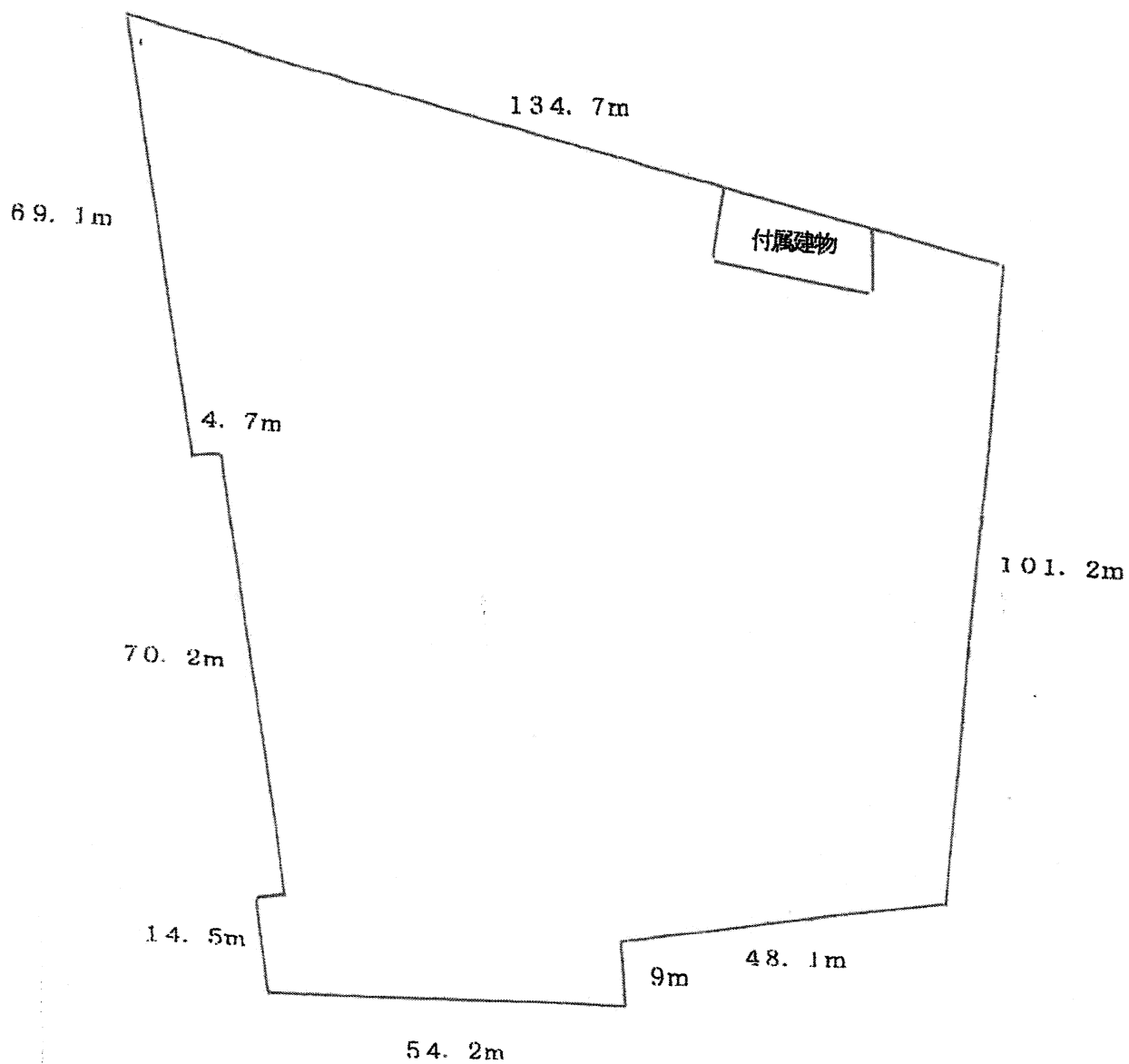
運動場用地

(稲沢市大塚町北2丁目1番)

13,532.00 m²



$\frac{1}{1,000}$



学 則 (案)

令和 6 年 4 月 1 日

名古屋文理大学短期大学部

名古屋文理大学短期大学部学則

第1章 目的および使命

第1条 本学は、教育基本法ならびに学校教育法に基づき、かつ自由と責任を重んずる立学の精神に則って、科学文化教育とくに栄養・食に関する諸科学と文化教養の教育をおこない、もって学識深く心身健全にして社会有為な人材の育成を目的とし、科学文化の振興と社会福祉の増進に寄与し、延いては国家の発展と世界平和の実現に貢献することを使命とする。

第2条 本学は、教育水準の向上を図り、目的および社会的使命を達成するため教育研究活動等の状況について、自ら点検および評価をおこなう。

2. 前項の点検および評価をおこなうにあたっての項目の設定・実施体制等については、別に定める。

第2章 学 科

第3条 本学に次の学科をおく。

食物栄養学科
栄養士専攻
製菓専攻

2. 学科の目的は次の通りとする。

食、栄養、健康の関連性ならびに食の楽しさを基礎にした資格教育と文化教養の教育をおこない、栄養士法に基づく栄養士ならびに製菓衛生師法に基づく製菓衛生師を育成することを目的とする。これらの目的を達成するために、栄養士専攻と製菓専攻を置く。

①栄養士専攻

食と栄養・健康に関心をもち、栄養士の使命を理解し、将来、栄養士として社会に貢献する人材を育成する。

②製菓専攻

食の楽しさを追求する創造性と技術を有し、食の安全性への強い意識をもち、将来、製菓衛生師として製菓の分野で活躍する人材を育成する。

3. 栄養士専攻に次のコースをおく。

栄養指導コース

健康管理コース

食品・調理コース

第3章 学年・学期および休業日

第4条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第5条 学年を分けて次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2. 学長は前項の授業期間を変更することができる。

第6条 休業日は次の通りとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に
規定する休日

本学創立記念日 11月8日

夏期休業日 8月1日から8月31日まで

冬期休業日 12月26日から翌年1月7日まで

春期休業日 3月26日から3月31日まで

2. 学長は前項の休業日を変更することができる。

3. 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第4章 学 生 定 員

第7条 学生定員は次の通りとする。

食物栄養学科

栄養士専攻 入学定員 120名 収容定員 240名

製菓専攻 入学定員 30名 収容定員 60名

第5章 修業年限および学科課程

第8条 修業年限は2ヶ年とする。

第9条 授業科目を分けて、基礎教育科目、専門共通科目および専門教育科目とする。

2. 授業科目の種類・単位数等は、別表第一の通りとする。

第10条 前条に定めるもののほか、教職に関する専門科目を置く。

2. 授業科目の種類・単位数等は、別表第二の通りとする。

第10条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより実施するものとする。

2. 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3. 第2項の規定による方法で履修し修得した単位は、30単位を超えない範囲で卒業要件として認定することができる。

第11条 修業年限は2年であるがその間に履修すべき授業科目および単位数は次の通り62単位とする。

(1) 食物栄養学科栄養士専攻

科 目	卒業要件 単位数	備 考
基礎教育 科目	14 単位 以上	
専門共通 科目	12 単位 以上	左記の単位数には、栄養士専攻の各コースにおいて定める必修科目を履修し、修得した単位を必ず含むこと。
専攻専門 教育科目	36 単位 以上	また、栄養士専攻の各コースにおいて定める選択必修科目より2科目以上を履修し、修得した単位を必ず含むこと。
合計	62 単位 以上	

(2) 食物栄養学科製菓専攻

科 目	卒業要件 単位数	備 考
基礎教育 科目	14 単位 以上	
専門共通 科目	12 単位 以上	
専攻専門 教育科目	36 単位 以上	左記の単位数には、専攻専門教育科目に定める選択 必修科目より 3 科目以上を履修し、修得した単位を必 ず含むこと。
合計	62 単位 以上	

2. 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位、および短期大学設置基準第 15 条第 1 項に規定する文部科学大臣が別に定める学修を、8 単位をこえない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
 - 2 この規定は、本学の承認を受けて学生が外国の大学または短期大学に留学する場合に準用する。
3. 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他の大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位（第 48 条により修得した単位を含む）、および短期大学設置基準第 15 条第 1 項に規定する文部科学大臣が別に定める学修を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
 - 2 この規定により修得したものとみなし、または与えることができる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて 8 単位をこえないものとする。
 - 3 この規定により単位の認定を行った場合においても、修業年限の短縮は行わない。
4. 1 年間の授業を行う期間は定期試験等の期間を含め 35 週を原則とする。

- 第12条 各授業科目の単位数は1単位の履修時間を教室内および教室外を合わせて45時間とし、次の基準により計算するものとする。
- (1) 講義および演習については15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験・実習および実技については30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習または実技の内二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

第6章 試験および卒業

- 第13条 試験は通常毎学期末において実施する。

- 第14条 授業科目の成績は試験その他の成績により担当教員が判定する。

- 2. 成績判定はA+・A・B・C・Dの評価で表わしC以上合格、Dを不合格とする。
- 3. 不合格科目については一定期間を経た後、再試験をおこなうことができる。

- 第15条 2ヶ年以上在学し第11条に定める授業科目および単位数を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

- 第16条 前条により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

- 第17条 教員の資格を得ようとする学生は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）および教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定めるところにより、教科に関する専門科目および教職に関する専門科目を履修しなければならない。

- 2. 本学において取得できる教員免許状の種類は次の通りとする。
食物栄養学科

第7章 入学・退学・休学および転学

- 第18条 入学の時期は学年の始めとする。ただし、転学はこの限りではない。
- 第19条 本学に入学することのできる者は次の各項の一に該当する者とする。
1. 高等学校を卒業した者
 2. 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
 3. 学校教育法施行規則第150条の規定により高等学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
- 第20条 入学志願者については別に定めるところにより選考をおこなう。
- 第21条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに本学所定の手続をおこなう。
2. 学長は前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。
- 第22条 退学した者にして再入学を願い出た者は選考の上、許可することができる。
- 第23条 大学に転入を願い出た者は選考の上、許可することができる。
- 第24条 学生は4ヶ年をこえて在学することができない。
- 第25条 在学中学生の守らなければならない事項については学生守則に定める。
- 第26条 退学しようとする者はその事由を具し学科長を経て学長に願い出て許可を得なければならない。
- 第27条 疾病その他やむを得ない事由により引き続き1学期以上休学しようとするときはその事由を具し、学科長を経て学長に願い出て許可を得なければならない。ただし、疾病の場合は医師の診断書の添付を必要とする。
- 第28条 疾病の種類によっては休学を命ずることがある。

第29条 休学の期間は1年をこえることができない。ただし、特別の事由がある場合は引き続き更に1年まで延長することができる。

2. 休学の期間は通算して2年をこえることができない。

3. 休学の期間はこれを在学期間に算入しない。

第30条 休学中の者にしてその事由がやみ復学しようとする時は学科長を経て学長に願い出て許可を得なければならない。

第31条 他の大学の入学試験に応じまたは転学しようとする者はその事由を具し、学科長を経て学長に願い出て許可を得なければならない。

第32条 本学の他の学科・専攻へ転学科・転専攻しようとする者はその事由を具し、学科長を経て学長に願い出て許可を得なければならない。

第33条 次の各号の一に該当する者は教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第24条に定める在学期間をこえた者
- (2) 第29条に定める休学の期間をこえて、なお修学できない者
- (3) 授業料等の納付を怠り督促しても、なお納付しない者
- (4) 長期にわたり行方不明の者

第8章 授業料・入学料および検定料

第34条 授業料等は、別に定める金額を毎年前後2期に分けて徴収する。

2. 徴収時期は前期分（4月～9月の分）は4月中、後期分（10月～翌年3月の分）は10月中とし、それぞれ年額の2分の1を徴収する。

第35条 退学の場合は該当期分の授業料等を徴収する。

2. 停学を命ぜられた時はその期間中も授業料等を徴収する。

3. 休学の期間は授業料等を徴収しない。

4. 休学の期間の在籍料は別に定める。

第36条 授業料等を所定の期間内に納めない時は講義その他の課程に出席しまたは図書の閲覧・学内施設を利用することができない。

第37条 入学志願者は、別に定める検定料を納めなければならない。

2. 入学手続にあたっては、別に定める入学金を納めなければならない。

第38条 既納の授業料・入学料等はいかなる理由があってもこれを返付しない。

2. 前項の規定は学生寮費の場合にもこれを適用する。

第9章 職 員 組 織

第39条 本学に次の職員をおく。

学長 副学長 教授 准教授 助教 助手 講師 事務職員 技術職員
その他

第40条 学長は本学の校務を掌り職員を統督する。
学長は校務の一部を学部長その他に委任することができる。

第41条 教授、准教授および助教は学生を教授しその研究を指導しならびに研究に従事する。講師の職務は教授または准教授に準ずる。

第42条 事務職員は上司の命を承け部局その他の事務を分掌する。
技術職員は上司の命を承け技術に従事する。

第43条 各学科に学科長をおく。学科長は学長の命を承け、その学科に関する事項を掌る。

第44条 図書情報センターに図書情報センター長をおく。
図書情報センター長は学長の命を承け図書情報センターに関する事項を掌る。

第45条 本学に事務局学務部をおく。

第46条 教授会は教授、准教授および助教で組織する。

2. 教授会は学長が必要と認めた時、または構成員の3分の1以上の要求があった時、学長が召集開会する。
3. 教授会の議長は学長がこれに当たる。学長支障があるとき等は、あらかじめ学長が指名した者がこれに当たる。

第47条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

- 1) 学生の入学、卒業および課程の修了に関する事項
 - 2) 学位の授与に関する事項
2. 教授会は、前項に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める次に掲げるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
- 1) 教育研究の基本方針に関する事項
 - 2) 教育課程の編成に関する事項
 - 3) 学術研究の推進に関する事項
 - 4) 学生の資格認定および身分に関する事項
 - 5) 学生の厚生補導および賞罰に関する事項
 - 6) 学則その他重要な規則等の制定および改廃に関する事項
3. 学長は、前項に規定する事項のうち特に重要と認める事項については、教授会を招集し審議のうえ、決定する。

第10章 科目等履修生、聴講生および外国人留学生

第48条 本学の授業科目の履修を希望する者がいるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて、科目等履修生として履修を許可することがある。

2. 科目等履修生には、本学則第13条および第14条の規定を準用して単位を与えることができる。
3. 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

第49条 本学の授業科目の聴講を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて、聴講生として聴講を許可することがある。

2. 聴講生に関して必要な事項は別に定める。

第50条 外国人で短期大学等において教育を受ける目的を持って入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2. 外国人留学生について必要な事項は別に定める。

第11章 学 生 寮

第51条 本学に学生寮をおく。

2. 学生寮に関する規定は別に定める。

第12章 懲戒および賞

第52条 本学の規則に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長はこれを懲戒する。

第53条 懲戒の種類は譴責・停学・退学とする。

2. 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対しておこなう。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
- (4) 学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第54条 学生で品行方正・学術優秀な者、または学生の模範となるべきおこないをした者は、教授会の議を経て学長はこれを賞することができる。

第13章 図 書 情 報 セ ン タ ー

第55条 本学に図書情報センターをおく。

2. 図書情報センターに関する規定は別に定める。

附 則

1. 本学則は昭和41年4月1日より施行する。
1. 本学則は昭和44年4月1日より施行する。
1. 本学則は昭和46年4月1日より施行する。
1. 本学則は昭和48年4月1日より施行する。
1. 本学則は昭和49年4月1日より施行する。
1. 本学則は昭和50年4月1日より施行する。
1. 本学則は昭和51年4月1日より施行する。
1. 本学則は昭和52年4月1日より施行する。
1. 本学則は昭和53年4月1日より施行する。
1. 本学則は昭和54年4月1日より施行する。
1. 本学則は昭和56年4月1日より施行する。
1. 本学則は昭和57年4月1日より施行する。
1. 本学則は昭和58年4月1日より施行する。
1. 本学則は昭和60年4月1日より施行する。
1. 本学則は昭和61年4月1日より施行する。
1. 本学則は昭和62年4月1日より施行する。
1. 本学則は昭和63年4月1日より施行する。
1. 本学則は平成 元年4月1日より施行する。
1. 本学則は平成 2年4月1日より施行する。
1. 本学則は平成 3年4月1日より施行する。
1. 本学則は平成 4年4月1日より施行する。
1. 本学則は平成 5年4月1日より施行する。
1. 本学則は平成 6年4月1日より施行する。
1. 本学則は平成 7年4月1日より施行する。
1. 本学則は平成 8年4月1日より施行する。
1. 本学則は平成12年4月1日より施行する。
1. 本学則は平成13年4月1日より施行する。
1. 本学則は平成14年4月1日より施行する。
1. 本学則は平成15年4月1日より施行する。
1. 本学則は平成17年4月1日より施行する。
1. 本学則は平成18年1月1日より施行する。
1. 本学則は平成18年4月1日より施行する。
1. 本学則は平成19年4月1日より施行する。
1. 本学則は平成20年4月1日より施行する。
1. 本学則は平成21年4月1日より施行する。

1. 本学則は平成 22 年 4 月 1 日より施行する。
1. 本学則は平成 23 年 4 月 1 日より施行する。
1. 本学則は平成 24 年 4 月 1 日より施行する。
1. 本学則は平成 25 年 4 月 1 日より施行する。
1. 本学則は平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
1. 本学則は平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
1. 本学則は平成 28 年 4 月 1 日より施行する。
1. 本学則は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
1. 本学則は平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
1. 本学則は平成 31 年 4 月 1 日より施行する。
1. 本学則は令和 2 年 4 月 1 日より施行する。
1. 本学則は令和 2 年 4 月 22 日より施行する。
1. 本学則は令和 4 年 4 月 1 日より施行する。
1. 本学則は令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

別表第一

(1) 基礎教育科目

学科・専攻	授業科目	単位数		卒業要件 単位数	備 考
		必修	選択		
食物栄養学科 栄養士専攻 製菓専攻	総合学習	1			
	地域課題研究	1			
	心理学		2		
	文学		2		
	芸術		2		
	法学（日本国憲法）		2		
	現代社会学		2		
	数学		2		
	化学		2		
	生物学		2		
	情報リテラシー	2			
	イングリッシュコミュニケーション		2		
	フランス語		2		
	中国語		2		
	スポーツ科学		2	14単位以上	

(2) 食物栄養学科専門共通科目

学科・専攻	授業科目	単位数		卒業要件 単位数	備 考
		必修	選択		
食物栄養学科 栄養士専攻 製菓専攻	公衆衛生学 I	2			
	食品学総論	2			
	食品衛生学 I	2			
	基礎栄養学	2			
	調理学	2			
	フードコーディネート論		2		製菓専攻 選択必修科目 (知識)
	海外生活事情		2		
	メンタルヘルス論		2		栄養士専攻 健康管理コース選択必修科目 製菓専攻 選択必修科目 (知識)
	デジタル表現技法		2		製菓専攻 選択必修科目 (知識)
	キャリアアテラシー		2		
	フードマーケティング論		2		
				12単位以上	

(3) 食物栄養学科栄養士専攻専門教育科目

学科・専攻	授業科目	単位数		卒業要件 単位数	備 考
		必修	選択		
食物栄養学科 栄養士専攻	社会福祉概論		2		
	生化学		2		
	栄養生化学		2		
	生化学実験		1		
	解剖生理学1		2		
	解剖生理学2		2		
	解剖生理学実験		1		
	食品学各論	2			
	食品学実験		1		
	食品衛生学実験	1			
	応用栄養学	2			
	応用栄養学実習		1		
	臨床栄養学総論	2			
	臨床栄養学各論		2		
	臨床栄養学実習		1		
	栄養指導論 1	2			
	栄養指導論 2	2			
	栄養指導実習		1		
	公衆栄養学		2		
	調理基礎実習	1			
	調理学実習 1	1			
	調理学実習 2	1			
	調理学実習 3	1			
	給食経営管理論	2			
	給食計画論		2		
	給食管理基礎実習		1		
	給食管理実習		1		
	栄養士実践実習		1		
	校外実習		1		
	病態生理学		2		栄養指導コース必修科目
	栄養カウンセリング論		2		栄養指導コース選択必修科目
	食生活改善指導		1		栄養指導コース選択必修科目
	健康の科学		2		健康管理コース必修科目
	スポーツ栄養論		2		健康管理コース選択必修科目
	官能評価・鑑別論		2		食品・調理コース必修科目
	調理応用演習		1		食品・調理コース選択必修科目
	フードスペシャリスト論		2		食品・調理コース選択必修科目
	管理栄養士ゼミ		1		
	ゼミナール		1	36単位以上	

(4) 食物栄養学科製菓専攻専門教育科目

学科・専攻	授業科目	単位数		卒業要件 単位数	備 考
		必修	選択		
食物栄養学科 製菓専攻	衛生法規	2			
	公衆衛生学Ⅱ	2			
	公衆衛生学Ⅲ	2			
	食品衛生学Ⅱ	2			
	食品衛生学Ⅲ	2			
	食品衛生学実験	1			
	応用栄養学	2			
	製菓基礎理論Ⅰ	2			
	製菓基礎理論Ⅱ	2			
	製菓理論Ⅰ	2			
	製菓理論Ⅱ	2			
	製菓理論Ⅲ	2			
	製菓実習Ⅰ	1			
	製菓実習Ⅱ	1			
	製菓実習Ⅲ	1			
	製菓専門実習Ⅰ 1	1			
	製菓専門実習Ⅰ 2	1			
	製菓専門実習Ⅱ 1	1			
	製菓専門実習Ⅱ 2	1			
	製菓専門実習Ⅲ	1			
	調理実習Ⅰ	1			
	食生活と起業		2		
	調理実習Ⅱ		1		
	食品加工実習		1		選択必修科目 (技術)
	カフェ・スイーツ実習		1		選択必修科目 (技術)
	フードコーディネート実習		1		選択必修科目 (技術)
	製菓実践演習		1		選択必修科目 (技術)
	消費者心理		2		選択必修科目 (知識)
	カラーコーディネート論		2		選択必修科目 (知識)
	食文化論		2		選択必修科目 (知識)
	ゼミナール		1	36単位以上	選択必修科目 (知識)

別表第二

教職に関する専門科目

学科・専攻	授業科目	単位数		要修得 単位数	備 考
		必修	選択		
食物栄養学科 栄養士専攻	教職概論	2		2	
	教育原理	2		2	
	教育心理学	2		2	
	特別支援教育	1		1	
	教育方法	2		2	
	道德教育	1		1	
	特別活動及び総合的な学習の時間	1		1	
	生徒指導法	1		2	
	教育相談	1		2	
	学校栄養教育論	2		2	
	教職実践演習（栄養教諭）	2		2	
	栄養教育実習	1		1	
	栄養教育実習指導	1		1	

学則の変更事項記載書類

1. 食物栄養学科の収容定員変更

令和6年度 名古屋文理大学短期大学部学則第7条の学生定員の記載を次のとおり変更する。

- ① 食物栄養学科栄養士専攻の入学定員を150名から120名に、収容定員を300名から240名に変更する
- ② 食物栄養学科製菓専攻の入学定員を40名から30名に、収容定員を80名から60名に変更する。

新旧対照表（名古屋文理大学短期大学部学則）

新	旧
第 7 条 学生定員は次の通りとする。 食物栄養学科 栄養士専攻 入学定員<u>1 2 0</u>名 収容定員<u>2 4 0</u>名 製菓専攻 入学定員<u>3 0</u>名 収容定員<u>6 0</u>名 附 則 （中略） 1. 本学則は平成 3 1 年 4 月 1 日より施行する。 1. 本学則は令和 2 年 4 月 1 日より施行する。 1. 本学則は令和 2 年 4 月 2 2 日より施行する。 1. 本学則は令和 4 年 4 月 1 日より施行する。 1. <u>本学則は令和 6 年 4 月 1 日より施行する。</u>	第 7 条 学生定員は次の通りとする。 食物栄養学科 栄養士専攻 入学定員<u>1 5 0</u>名 収容定員<u>3 0 0</u>名 製菓専攻 入学定員<u>4 0</u>名 収容定員<u>8 0</u>名 附 則 （中略） 1. 本学則は平成 3 1 年 4 月 1 日より施行する。 1. 本学則は令和 2 年 4 月 1 日より施行する。 1. 本学則は令和 2 年 4 月 2 2 日より施行する。 1. 本学則は令和 4 年 4 月 1 日より施行する。 <u>（新設）</u>

学則の変更の趣旨等を記載した書類

ア 学則変更（収容定員変更）の内容

令和6年度 名古屋文理大学短期大学部学則第7条の学生定員の記載を次のとおり変更する。

- ① 食物栄養学科栄養士専攻の入学定員を150名から120名に、収容定員を300名から240名に変更する
- ② 食物栄養学科製菓専攻の入学定員を40名から30名に、収容定員を80名から60名に変更する。

イ 学則変更（収容定員変更）の必要性

本学の栄養士専攻、製菓専攻の両専攻は、それぞれ栄養士、製菓衛生師養成施設として厚生労働省の認可を受ける専攻である。両専攻とも、18歳人口の減少等により、現状定員充足率は70%を切っている。法人としての適正な経営規模確保必要性の観点から、食物栄養学科栄養士専攻、製菓専攻の収容定員削減を予定する。定員充足を目指して一層の努力を推進する。

ウ 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

(ア) 教育課程の変更内容

本学科の教育課程は、「基礎教育科目」、「専門教育科目」によって編成しているが、今回の収容定員の変更では、教育課程の変更を意図するものではないことから、現行の教育課程を適用する。

(イ) 教育方法及び履修指導方法の変更内容

卒業の要件及び履修の方法は、必修科目を含めて、「基礎教育科目」から14単位以上、「専門共通科目」から12単位以上、「専攻専門教育科目」から36単位以上、合計62単位以上を修得することとしている。

今回の収容定員の変更において、実験実習や演習科目等の少人数教育が必要な科目については、1クラスを40名以下とすることで教育の質は十分確保される。

また、履修指導については、学生が卒業後の目標に向かって、体系的・計画的な履修計画を立てることができるように入学時や各年度において、履修ガイダンスをきめ細かく実施するとともに、個別指導となるクラス担任制を活用する等手厚い履修指導を行っている。これらにより、教育方法及び履修指導方法の変更を行うことはなく、収容定員減によっても学修支援体制を維持・向上することができると考える。

(ウ) 教員組織の変更内容

- ① 栄養士専攻：教授4人、准教授6人、助教4人の計14人および助手3人
- ② 製菓専攻：教授2人、助教2人の計4人および助手2人

上記の通り、短期大学設置基準を上回る教員組織を編成している。教育水準の質的維持と教員の負担軽減を図り、収容定員減に伴って授業時間数の増加や負担増にはならない。教員組織は現行を維持し、定員変更前と同等の教育の質を保証する。

(I) 大学全体の施設・設備の変更内容

今回の収容定員減に伴う施設・設備の変更はない。

食物栄養学科栄養士専攻・製菓専攻は、名古屋キャンパス（愛知県名古屋市西区）に位置する。名古屋キャンパスは名鉄・JR・地下鉄名古屋駅からバスで15分程度の場所にある。

キャンパス内には、講義室に加えて、図書館、体育館、学生ホール等を設置している。両専攻は、E館、S館およびC館を拠点としており、館内には、事務室、講義室、実験室、実習室、研究室を配置している。2年間の授業・実験・実習等はこれらの講義室、実験室、実習室等を利用する。特に、実験・実習は、「調理実習室」「理科学実験室」「食品科学実験室」「給食経営管理実習室」「製菓実習室」、「生活科学実験室」等の施設設備（及び関連する機器備品）を有しており、栄養士・製菓衛生師を養成する教育環境として、必要な施設・設備は法令に従い十分に整備している。

以上により、大学全体の施設・設備については、収容定員が減少した場合でも、これまでと同等の教育研究を展開し、教育の質は十分に担保可能である。

学生の確保の見通し等を記載した書類

目 次

(1) 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況・・・・・・・・・・	2
ア 設置又は定員を変更する学科等を設置する大学等の現状把握・分析・・	2
イ 地域・社会的動向等の現状把握・分析・・・・・・・・・・	2
ウ 新設学科等の趣旨目的、教育内容、定員設定等・・・・・・・・・・	2
エ 学生確保の見通し・・・・・・・・・・	3
オ 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果・・・・・・・・	4
(2) 人材需要の動向等社会の要請・・・・・・・・・・	5

学生の確保の見通し等を記載した書類

(1) 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況

ア 設置又は定員を変更する学科等を設置する大学等の現状把握・分析

名古屋文理大学短期大学部（以下「本学」）は、食物栄養学科の1学科、栄養士専攻及び製菓専攻の2専攻で構成している。令和5年度までは、栄養士専攻入学定員150名（収容定員300名）、製菓専攻入学定員40名（収容定員80名）、学科全体の入学定員190名（収容定員380名）で運営してきた。

両専攻とも、近年入学定員未充足の状況が続いている。特に令和元年度以降、栄養士専攻の入学者減少が著しい。要因として18歳人口の減少、四年制大学および専門学校への進学者の増加がある。このような社会情勢の中でも本学は、地域社会に果たす役割を認識し、教育内容の改善を図ってきた。一方、定員未充足の状況は、短期大学存続に関わる重大な問題と認識している。近年の入学者状況を鑑み、栄養士専攻入学定員を120名（収容定員240名）に、製菓専攻入学定員を30名（収容定員60名）に変更する（令和6年度実施）。変更後の定員は、これまで入試実績から達成可能である。今後も地域社会からの期待に応えられる高等教育機関として定員充足を目指していく。

【資料1】

イ 地域・社会的動向等の現状把握・分析

本学は、名古屋市西区唯一の高等教育機関である。名古屋市西区とは包括連携協定を締結し、本学の知的資産を活用した地域住民向け講座を開講し、毎年30名程度の参加者があるなど、地域からの信頼は厚い。栄養教育や栄養士・製菓衛生師分野を志望する者は漸減しているが、毎年一定数の希望者は存在する。

加えて、本学では、学び直し（リスキリング）を志す社会人にも門戸を広げている。国の制度である『専門実践教育訓練給付対象校指定（栄養士専攻）』や『東海地方在住社会人入試（両専攻）』を実施しており、毎年当該制度を活用した社会人学生が入学している。

東海地方の給食業務に関わる病院や企業からの求人が減少することはなく、本学栄養士専攻は、こうした就職先への継続的な人材提供に貢献するものと考えられる。

また、本学所在地の名古屋市西区には古くから『菓子問屋街』が集積しており、本学製菓専攻が地域に寄与する潜在的な余地は高い。

ウ 新設学科等の趣旨目的、教育内容、定員設定等

本学は名古屋市西区唯一の高等教育機関である（上記イ）。また栄養教育に半世紀以上の歴史を有する。『食』は人類の生存に根源的に必要な要素であり、栄養教育は高齢化社会においてますます必要となる。

適正な学科収容定員を設定し（上記ア）、学生確保の上、食物関連分野の専門的内容を地域への還元も含め広く教授する。

また、入学金および学生生徒納付金は愛知県内の競合校と同水準である。今回の収容定員変更においても学納金の増額は予定しておらず、進学希望者に新たな負担増を求めている。【資料2】

エ 学生確保の見通し

A 学生確保の見通しの調査結果

以下、『令和4年度高校訪問』で寄せられた意見および評価の一部である。

【栄養士専攻】

- 『男女で複数名希望者あり。』（四日市四郷高校）
- 『食の分野はまだまだアピールできる』（修文学院高校）
- 『短大希望者も一定数いる』（市立富田高校）
- 『国際調理コースには栄養系に興味を持つ生徒もいる』（岩津高校）
- 『栄養士4名（管理栄養士含む）希望あり』（稲沢高校）
- 『食物・調理系希望の生徒は一定数いる。』（碧南高校、三重高校）
- 『3名が食に関する進学を検討している』（KTC あおぞら高等学院）

【製菓専攻】

- 『本学製菓専攻希望者あり』（猿投農林高校）
 - 『製菓製パン分野希望者には積極的に紹介する』（益田清風高校）
 - 『食物科卒業生に調理製菓は例年人気』（大垣桜高校）
 - 『製菓衛生師は専門学校の印象であったが、短大と専門学校の違いが分かった。製菓の短大に驚き。』（浜松湖東高校、浜松湖北高校、西尾東高校、吉良高校、一色高校）
- 広報活動を通じての結論として『栄養士・製菓衛生師養成施設を取り巻く環境は厳しいものの、潜在的な進学希望者は必ず存在する。養成施設としての本学の特色告知および専門学校と差異をこれまで以上に明確化を推進することで、定員確保は十分に可能と判断する。

B 新設学部等の分野の動向

愛知県内の同系統短期大学の動向（栄養士養成課程3校（入学定員40名または70名）、製菓衛生師養成課程1校（入学定員100名）によれば、令和4年度入学者数は栄養士養成校で約30名～80名、製菓衛生師養成校で約60名である。これら競合校は附属高校からの進学者で入学者の相当数を確保していると予測する。本学は競合校の内部進学者以外の進学希望者へ働きかけ（専門課程高校出身者への奨学金付与等）により、入学定員の確保は可能と判断する。【資料3】

C 中長期的な18歳人口の全国的、地域的動向

『リクルート進学総研マーケットリポート（2023年2月号）』によれば全国の18歳人口は2022年の112.1万人から2034年には100.6万人（11.5万人減少）となる。そのうち東海エリアでは、18歳人口は2022年の140,510人から2034年には124,083人（16,427人減少）と厳しい状況である。ただし、『地元残留率』は短期大学で、2013年75.5%から2022年76.2%（0.7ポイント上昇）となっている。本学入学者のほとんどは地元定着率の高い東海エリア出身者である。18歳人口は減るものの、地元志向性および分野特性を生かすことにより、新規高校卒業者層の入学者確保は可能と判断する。【資料4】

また、社会人に対しても先述の『専門実践教育訓練給付対象校指定（栄養士専攻）』や『東海地方在住社会人入試（両専攻）』を今後も継続し、当該制度を活用した社会人学生を中長期的に確保していく。

D 競合校の状況

競合校として『愛知学泉短期大学食物栄養学科』『愛知文教女子短期大学生活文化学科食物栄養専攻』『愛知みずほ短期大学生活学科食物栄養専攻』および『修文大学短期大学部生活文化学科製菓コース』を挙げる。これら競合校は愛知県内の栄養士養成課程および製菓衛生師養成課程を有する。競合校の令和4年度入学状況は上記Bに記載の通りである。それぞれの所在地は名古屋東部、稲沢市、一宮市および岡崎市である。地域的に本学と重複するが、愛知県内の競合校は4校と限定的であることから食分野への志願者を確保し、定員充足は十分可能と判断する。【資料3】

E 既設学部等の学生確保の状況

食物栄養学科の収容定員充足率は0.7倍未満である。未充足の原因は①18歳人口の減少②短期大学自体への進学離れが主たる原因である。当該状況の好転を目指し、オープンキャンパスの充実、入試改革、奨学金制度の充実、社会人層向けの施策を実施している。

栄養士専攻は、過去10年間の入学者は平成30年度までは、ほぼ130名を上回っており、令和4年度でも90名であり、あと少しの努力で120名の入学定員確保は可能と判断する。

製菓専攻は、過去10年の平均超過率は0.6である。ただし令和5年度は入学者を25名程度と見込んでおり、定員を30名に減ずれば、ほぼ定員確保できる状況となる。

F その他、申請者において検討・分析した事項

受験対象者等へのアンケート調査として、『進学ガイダンス』の報告・所見を共有している。

オ 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

学生確保に向けた具体的な取り組みとして①高校訪問②オープンキャンパス③高校生スイーツコンテスト④大学説明会⑤進学相談会⑥奨学金制度⑦栄養士・管理栄養士フェアを実施している。

また、今後の展開として、高大連携事業を一層促進し、高校の探求学習や出前授業等に向けた本学の教育資源の提供を通じて、高校と大学が協働して人材育成を行うことにより、高校とのつながりを深め、継続的な入学者の推薦につながる仕組みを構築する。高大連携事業では、コロナ禍において提携高校間との教育活動を継続しており、令和5年度計画についても進めているところである。

加えて、名古屋市西区唯一の高等教育機関として、地域団体や自治体との連携を深め、シンクタンクとして不可欠な存在として位置づけられることにより、社会的認知を高め、学生確保につなげる。

① 高校訪問は、広報委員会を中心に令和4年度春季に172校を訪問し、1年間を通して述べ300回の高校訪問を実施した。愛知、岐阜、三重を中心に訪問している。

- ② 令和 5 年度入学生向けのオープンキャンパスは、令和 3 年 3 月から令和 4 年 11 月にかけて計 9 回開催した。コロナ禍の中、内容を精査し、入試説明会、模擬講義、在学生が学生生活を伝えるマイキャンパスライフ、学生の教育成果等展示室、就職状況説明会、施設見学および個別相談コーナーを実施した。【資料 5】
- ③ 高校生スイーツコンテストは、令和 4 年度で 8 回目を迎えた。県内外から 24 校 103 通の応募があった。過去、本コンテストにエントリーした高校生からの出願実績もある。
- ④ 高校教員対象の大学説明会を名古屋文理大学と合同で名古屋会場 1 回(43 校参加)、岐阜会場 1 回(12 校参加)、計 2 回(52 校参加)開催した。入試、教育内容、就職等の情報提供を行った。
- ⑤ 進学相談会は、業者媒体をはじめ、直接高等学校からの依頼も含め、本学への希望者がある相談会には必ず参加した。令和 4 年度実績で 58 校を訪問し、受験対象学年に限らず各校数名の本学教育に関心がある高校生と進学について対話している。
- ⑥ 入試における奨学金として、「指定校」「県外在住学生支援」「同窓会会員関係者」「食品関連資格取得者」「調理製菓技術」「同窓会会員関係者」「成績優秀者」「東海地方在住社会人」の制度を設けている。
- ⑦ 栄養士・管理栄養士フェアは令和 5 年 3 月 4 日(土)愛知県栄養士会の後援を受け、実施した。

(2) 人材需要の動向等社会の要請

① 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的(概要)

学校法人滝川学園名古屋文理大学短期大学部の「立学の精神」(建学の精神)は、「本学は自由と責任を重んじ、学問を通して知識・技術を磨き、健康を増進し、特に品性を高め、正しい歴史観と人生観を培い、世界から信頼される日本人を育成する場である。」であり、これが本学の教育・研究の基本理念となっている。本学の使命・目的はこの「立学の精神」の具現化であり、学生個人の「知識・技術を磨く」こと並びに「世界から信頼される日本人を育成する」ことを主たる根幹にしている。

本学は栄養士養成の専門学校を源にしており、「知識・技術を磨く」ことで専門家を養成することに力を注いできた。現在は「食」「栄養」に「情報」を加えた 3 つの旗標によって教育を行い、社会に必要とされる人材を育成している。

一方、「世界から信頼される日本人を育成する」ことに関しては、「人づくり」のためには個性のふれあいが必要であると考え、学生が学園生活上経験する「出会う」「学ぶ」「教える」「話し合う」「議論する」といった機会を大切にし、教職員と学生、学生同士といった人と人とのふれあいを通じ、心身ともに健康な人間を育成するとともに感動する心の醸成に努め、これからの社会を担う人間を育てていく。

また、この「立学の精神」の根幹である「知識・技術を磨く」とことと「人づくり」については、「人とのふれあいを深め、個の力が光る若者を育てる大学」としてフレーズ化し、本学の個性・特色を簡潔に内外に示している。

本学の教育研究上の目的は、上記の「立学の精神」に則り、「食、栄養、健康の関連性ならびに食の楽しさを基礎にした資格教育と文化教育をおこない、栄養士法に基づく栄養士ならびに製菓衛生師法に基づく製菓衛生師を育成する」とし、学則に規定している。

② 上記①が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠

本学の食物栄養学科の栄養士資格の取得率は 97.2%、製菓衛生師資格の取得率は 95.2%である。また、就職率は、栄養士専攻 97.0%、製菓専攻 94.4%、短大として計 96.5%である。具体的な就職先は、栄養士専攻は、給食会社に 60%、医療に 11%、保育に 8%、製菓専攻は、製造に 59%、食品サービスに 35%と資格を生かした専門分野への就職が多い。

資格取得率及び就職率・就職先から見ても、本学の人材養成に関する目的が社会的、地域的な人材需要の動向を十分踏まえている。【資料 6】

学生の確保の見通し等を記載した書類

資料目次

【資料 1】食物栄養学科の入学志願状況……………	8
【資料 2】学納金比較……………	10
【資料 3】競合校の入学状況……………	11
【資料 4】リクルート進学総研マーケットレポート（2023 年 2 月号） ……	12
【資料 5】令和 5 年度入学者向けオープンキャンパス参加者数……………	15
【資料 6】2022 年度就職状況 ……	16

【資料1】

食物栄養学科の入学志願状況

【栄養士専攻】（志願者数、受験者数、合格者数、入学者数、定員超過率）

年度	募集人員	志願者	受験者	合格者	入学者	定員超過率
平成25（2013）年度	150	194	194	183	153	1.02
平成26（2014）年度	150	192	191	174	141	0.94
平成27（2015）年度	150	204	202	187	166	1.11
平成28（2016）年度	150	187	185	176	142	0.95
平成29（2017）年度	150	153	151	144	125	0.83
平成30（2018）年度	150	153	153	152	130	0.87
令和元（2019）年度	150	117	117	116	93	0.62
令和02（2020）年度	150	91	90	90	81	0.54
令和03（2021）年度	150	95	94	94	82	0.55
令和04（2022）年度	150	102	101	101	90	0.60
計	1,500	1,488	1,478	1,417	1,203	0.80

【資料1】

食物栄養学科の入学志願状況

【製菓専攻】（志願者数、受験者数、合格者数、入学者数、定員超過率）

年度	募集人員	志願者	受験者	合格者	入学者	定員超過率
平成25（2013）年度	50	54	54	49	41	0.82
平成26（2014）年度	50	33	33	33	28	0.56
平成27（2015）年度	50	45	44	44	37	0.74
平成28（2016）年度	50	35	35	35	29	0.58
平成29（2017）年度	50	32	32	32	25	0.50
平成30（2018）年度	50	32	32	32	26	0.52
令和元（2019）年度	40	37	37	36	30	0.75
令和02（2020）年度	40	22	22	22	20	0.50
令和03（2021）年度	40	28	28	27	22	0.55
令和04（2022）年度	40	21	20	20	19	0.48
計	460	339	337	330	277	0.60

【資料2】学納金比較

区分	栄養士養成課程（愛知県内短期大学4校）								製菓衛生師養成課程（愛知県内短期大学2校）			
学校名	名古屋文理大学短期大学部		愛知学泉短期大学		愛知文教女子短期大学		愛知みずほ短期大学		名古屋文理大学短期大学部		修文大学短期大学部	
学科名	食物栄養学科栄養士専攻		食物栄養学科		生活文化学科食物栄養専攻		生活学科食物栄養専攻		食物栄養学科製菓専攻		生活文化学科製菓コース	
学納金合計	初年度	2年間合計	初年度	2年間合計	初年度	2年間合計	初年度	2年間合計	初年度	2年間合計	初年度	2年間合計
	1,330,000	2,450,000	1,375,000	2,490,000	1,270,000	2,340,000	1,355,000	2,475,000	1,310,000	2,410,000	1,230,000	2,240,000
入学金	210,000	210,000	260,000	260,000	200,000	200,000	250,000	250,000	210,000	210,000	200,000	200,000
授業料	690,000	1,380,000	720,000	1,440,000	600,000	1,200,000	665,000	1,330,000	680,000	1,360,000	660,000	1,320,000
施設設備費	200,000	400,000			150,000	300,000			200,000	400,000		
教育充実費	160,000	320,000	370,000	740,000	320,000	640,000	300,000	640,000	150,000	300,000	350,000	700,000
実験実習費	70,000	140,000	25,000	50,000			50,000	100,000	70,000	140,000		
その他							90,000	155,000			20,000	20,000

【資料3】

競合校の入学状況（令和4年度入学者）

【栄養士養成課程】（愛知県内短期大学3校）

短期大学名	学科名	入学定員	受験者	入学者	定員超過率	備考
愛知学泉短期大学	食物栄養学科	70	89	79	1.13	
愛知文教女子短期大学	生活文化学科食物栄養専攻	70	不明	57	0.81	入学定員及び入学者数は生活文化学科 全体の数 食物栄養専攻の入学定員は40名
愛知みずほ短期大学	生活学科食物栄養専攻	40	41	35	0.88	

【製菓衛生師養成課程】（愛知県内短期大学1校）

短期大学名	学科名	入学定員	受験者	入学者	定員超過率	備考
修文大学短期大学部	生活文化学科製菓コース	100	64	64	0.64	入学定員、受験者及び入学者数は生活 文化学科全体の数 製菓コースの入学定員は40名

著作権者の許諾が得られない書類等について

1（書類等の題名）

リクルート進学総研マーケットレポート（2023 年 2 月号）【資料 4】

2（出典）

株式会社リクルート リクルート進学総研

3（引用範囲）

・リクルート進学総研マーケットレポート 2022 Vol.106 2023 年 2 月号 1 ページ目

https://souken.shingakunet.com/research/pdf/202302_souken_report.pdf

・【都道府県別：東海】18 歳人口・進学率・地元残留率の動向 2022

<https://souken.shingakunet.com/research/2023/02/182022-7.html>

4（その他の説明）

18 歳人口の全国的、地域的動向を説明するため、上記資料を用いて説明を行った。

【資料5】

令和5年度入学生向けオープンキャンパス参加者数

日付	申込者数
3月21日	94
5月8日	24
6月4日	51
7月3日	50
8月7日	116
8月21日	73
9月11日	51
10月2日	18
11月20日	24
計	501

【資料6】

2022年度就職状況

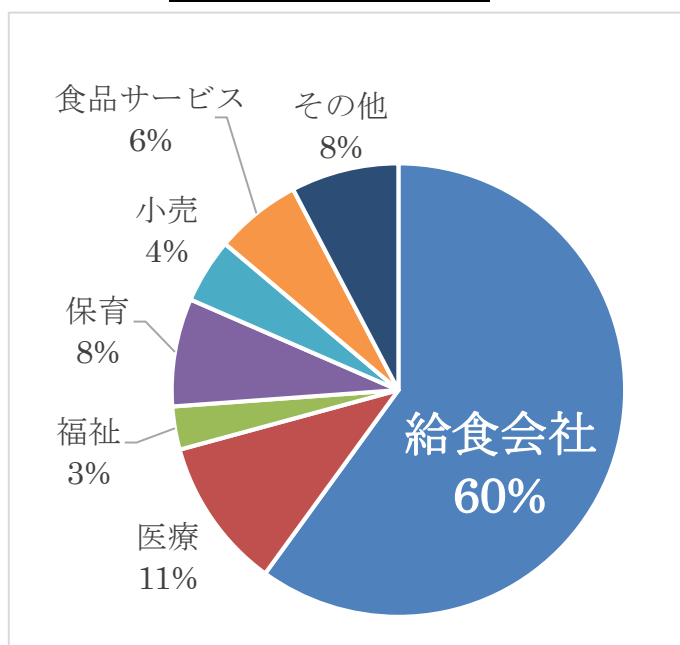
○就職率（2023年4月1日現在）

	学科・専攻	卒業者	進学者	就職希望者	就職者	就職率
短期大学部	食物栄養学科・栄養士専攻	71	2	67	65	97.0%
	食物栄養学科・製菓専攻	21	2	18	17	94.4%
短期大学部 計		92	4	85	82	96.5%

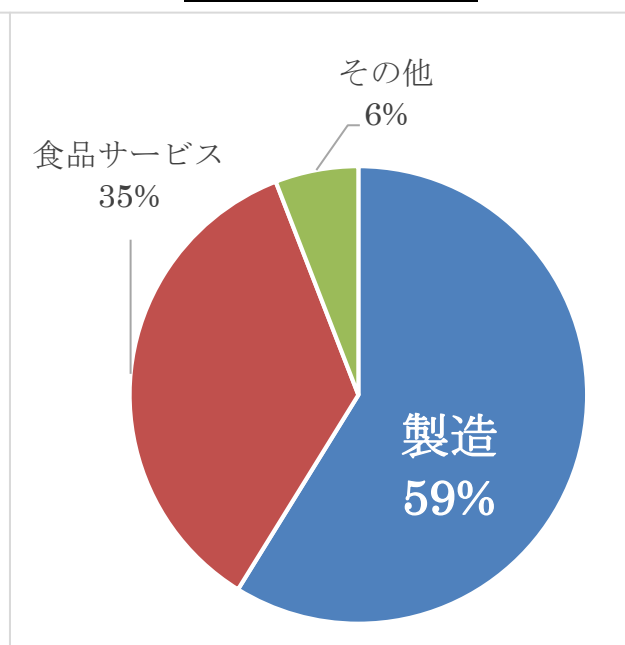
※就職率＝就職内定者／就職希望者

○業種別内定比率

食物栄養学科 栄養士専攻

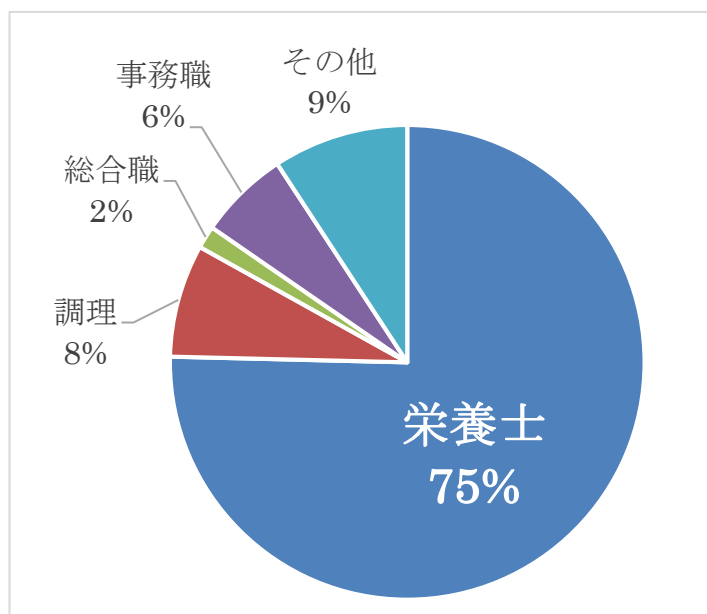


食物栄養学科 製菓専攻

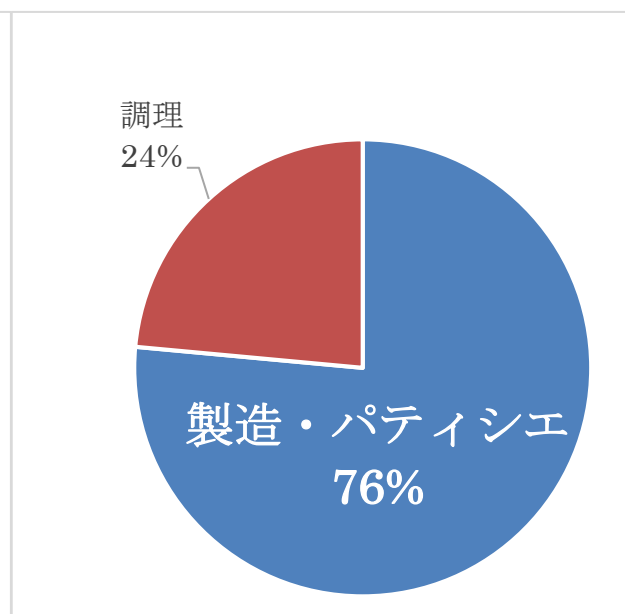


○職種別内定比率

食物栄養学科 栄養士専攻



食物栄養学科 製菓専攻



○専門職就職率

	学科・専攻	就職者数	専門職就職者数 ※1	専門職就職率
短期大学部	食物栄養学科・栄養士専攻	65	54	83.1%
	食物栄養学科・製菓専攻	17	13	76.4%
短期大学部 計		82	67	81.7%

※1 栄養士専攻・・・栄養士職、栄養士関連職【調理】

製菓専攻・・・製菓衛生師【パティシエ、製造】

○主な就職先

食物栄養学科 栄養士専攻

●医療・福祉

荒川歯科医院／荒木歯科医院／育徳会／エヌジェーシー(公立陶生病院)／主体会／名古屋セントラルクリニック
／藤田医科大学病院／紫水会／西尾すみれハイム

●給食会社

一富士フードサービス／エムサービス／グリーンハウス／シーユーシー・フーズ／東洋食品／メフォス東日本／
シダックス／ソシオフードサービス／トーカイフーズ／トモ HD／日清医療食品／日本ゼネラルフード／
富士産業／メーキュー／LEOC

●食品製造

知久

●教育

希望ヶ丘保育園／サニーサイドインターナショナルスクール／白雲幼稚園／幼保連携型認定こども園 芙蓉園／
ポピンズエデュケア／黎明保育園

●その他

エスターヴ／F レンタカー／ぐっとくるダイニング／田中化成／DD ホールディングス／日本料理 荒木／
ハウス オブ ローゼ／ホンダカーズ三重東／名峰／名鉄バス

食物栄養学科 製菓専攻

●製菓・製造

パンの店 カッタン／仏蘭西風洋菓子 シトロンヴェール／slow／ちんぱんじー／長坂養蜂場／
ブルーランジェリープー／フジパングループ本社／フランボワーズ／御菓子処 芳光／和さびスイーツ

●その他

エイムエンタープライズ／shibuya／ジラフビストロ名古屋駅店／トランジットジェネラルオフィス／
DREAM ON／松屋コーヒー本店 CAFE LE PIN／ヤマナカ

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
—	学長	かぎや けん 景山 節 ＜平成24年4月＞		理学博士		名古屋文理大学学長 名古屋文理大学短期大学部学長 (平成24年4月～令和6年3月)

（注） 高等専門学校にあっては校長について記入すること。